

債権の放棄について

中野区の債権の管理に関する条例第5条の規定に基づき、次のとおり債権を放棄した。

債権の名称	所管	人数 (件数)	債権額	放棄事由等
一時保育事業 利用者負担金	子ども教育部 子育て支援課	1人 (2件)	750円	平成23年度に発生し、令和3年度に時効が完成した債権について、債務者に履行を請求したが、債務を履行する意思がないと認められるため、令和5年2月10日に債権放棄した。
成年後見費用 求償収入	健康福祉部 福祉推進課	1人 (1件)	56,670円	令和3年度に発生した債権について、債務者が令和4年度に破産免責決定を受けたことから、令和5年2月7日に債権放棄した。
合計		2人 (3件)	57,420円	